

委託契約（設計・測量等を含む）における最低制限価格制度の一部改正について

このたび、入札状況や社会情勢を踏まえ、契約の適正な履行や事業者の健全経営の確保のため、最低制限価格制度の設定率等の見直しを行い、次のとおり「横浜市委託契約に係る最低制限価格取扱要綱」の一部を改正しました。

改定後の「横浜市委託契約に係る最低制限価格取扱要綱」については、「ヨコハマ・入札のとびら」にある「入札・契約関係規定」から御確認下さい。

1 主な改正内容

- (1) 最低制限価格の設定率を現行の0.75（75%）から0.8（80%）に引き上げます。
- (2) 道路・公園清掃業務から算出式に限り適用を除外します。（一律80%となります。）
- (3) 公園緑地等管理業務の算出式における共通仮設費の算入率を0.55から0.9に変更します。
- (4) 地質調査業務の算出式における諸経費の算入率を0.45から0.48に変更します。

2 実施時期及び対象案件

令和4年12月1日以降に公告、公表又は指名を行う案件のうち、令和5年4月1日以降に履行を開始する案件（原則令和5年度案件（電子入札システム利用案件については契約番号「23」から始まる案件）を対象）に適用します。取り扱いが異なる場合は公告等に記載がありますので、よく御確認ください。

適用例

新最低制限価格適用・非適用	公告日	履行期間
非適用	令和4年11月29日	令和4年12月1日～令和6年3月31日
非適用	令和4年11月29日	令和4年12月1日～令和5年3月31日
非適用	令和4年12月6日	令和5年1月10日～令和5年3月31日
非適用	令和4年12月6日	令和5年1月10日～令和6年3月31日
適用	令和4年12月6日	令和5年4月1日～令和6年3月31日
適用	令和5年2月7日	令和5年4月1日～令和6年3月31日

【お問い合わせ先】

横浜市財政局契約第二課
電話：045-671-2186